

# 兵庫県公報

平成19年6月19日 火曜日 第1885号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

規 則	ページ
○二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則(建築指導課) .....	2
<b>告 示</b>	
○換地処分に伴う西宮市の区域内における町の区域変更(市町振興課) .....	4
○土地改良区の定款の変更認可(農地整備課) .....	6
○土地改良区の解散認可(同) .....	6
○土地改良区清算人の就任の届出(同) .....	6
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(同) .....	7
○同上(同) .....	7
○県営土地改良事業の換地処分(同) .....	8
○保安林の指定の解除予定(豊かな森づくり課) .....	8
○大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可(技術企画課) .....	8
○道路の区域の変更(道路保全課) .....	9
○同上(同) .....	9
○土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	10
○同上(同) .....	18
○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知(都市政策課) .....	23
<b>公 告</b>	
○阪神こどもの館(仮称)整備基本計画策定業務委託に係るプロポーザルの実施(少子対策課) .....	23
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(まちづくり課) .....	24
○大規模小売店舗の新設に関する届出(東播磨県民局) .....	25
○大規模小売店舗の変更に関する届出(まちづくり課) .....	26
<b>教育委員会告示</b>	
○技能教育のための施設の名称の変更 .....	27
<b>公安委員会告示</b>	
○警備員指導教育責任者講習の実施 .....	27
<b>病院局公告</b>	
○入札公告(県立こども病院) .....	28
○同上(同) .....	30
○同上(県立がんセンター) .....	33
<b>警察本部公告</b>	
○落札者等の公示 .....	35
<b>正 誤</b>	
○平成19年2月27日付け兵庫県公報第1853号中 .....	36
○平成19年3月2日付け兵庫県公報第1854号中 .....	36
○同上 .....	36
○平成19年3月16日付け兵庫県公報第1858号中 .....	36

してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農業用河川工作物応急対策事業 (大規模)	中村・中一色地区	平成19年6月19日から 同年7月9日まで	加古郡 稲美町役場

兵庫県告示第708号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年6月7日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）勝雄地区の換地処分をした。

平成19年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第709号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
神戸市垂水区塩屋町2丁目845の227、845の228
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

兵庫県告示第710号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）第16条の規定に基づき使用の認可をしたので、次のとおり告示する。

平成19年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 認可事業者の名称 神戸市
- 2 事業の種類 水道事業：基幹施設整備事業  
大容量送水管整備事業（奥平野工区）
- 3 事業区域
  - (1) 事業区域①
    - 延長109m（全区間延長：125m、控除区間延長：16m）
    - 全区間：神戸市中央区再度筋町及び諏訪山町地内
    - 控除区間：河川部（神戸市中央区再度筋町及び諏訪山町地内）
    - 深さ40.0m～49.5m
  - (2) 事業区域②
    - 延長159.5m（全区間延長：166m、控除区間延長：6.5m）
    - 全区間：神戸市中央区北野町1丁目及び加納町2丁目地内
    - 控除区間：道路部（神戸市中央区加納町2丁目地内）
    - 深さ40.0m～58.5m
- 4 事業により設置する施設又は工作物の耐力  
トンネルセグメント頂面において1平方メートル当たり817キロニュートン

## 5 使用の期間 告示の日からトンネル構造物の存続期間中

## 兵庫県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年6月19日から2週間、阪神北県民局県土整備部三田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 176号	三田市三輪4丁目227番5から 同市三輪3丁目837番11まで	旧	9.0から 20.0まで	673.0	
		新	13.0から 31.0まで	673.0	一部 予定地
国道 176号	三田市下田中宇清楽寺41番1から 同市寺村町4256番2まで	旧	11.0から 15.0まで	440.0	
		新	12.0から 17.0まで	440.0	一部 予定地

## 兵庫県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年6月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年6月19日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 前之庄市川線	神崎郡福崎町高岡字フシ原1857番1から 同郡同町高岡字鳥ノ岡1907番53まで	旧	4.0から 12.0まで	181.0	
		新	8.0から 24.0まで	161.0	
県道 田口福田線	神崎郡福崎町高岡字東山上1956番13から 同郡同町高岡字東山1826番2まで	旧	4.0から 20.0まで	364.0	
		新	5.0から 23.0まで	364.0	

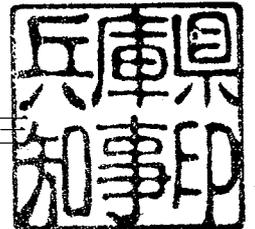
兵庫県指令技企第 1068号

神戸市

平成19年3月27日付神水技計第797号で神戸市水道事業管理者から申請があった大深度地下の公共的使用の認可申請については、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）第16条の規定に基づき、認可します。

平成19年 6月19日

兵庫県知事 井戸 敏



# 兵庫県公報

平成19年3月13日 火曜日 第1857号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

	ページ
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続等（自治情報課）	1
○争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	2
○同上（同）	3
○土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課）	3
○市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の総覧（同）	4
○同上（同）	4
○平成10年兵庫県告示第899号（農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の公示） の一部改正（農地調整室）	4
○兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧場所及び閲覧に関する規程（技術企画課）	5
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	8
○東播都市計画公園事業の認可（公園緑地課）	8
○道路の位置指定（建築指導課）	9
○昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	9
○北摂地区新住宅市街地開発事業（西地区）の工事完了（公園都市整備課）	9
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	10
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	10
<b>警察本部公告</b>	
○落札者等の公示	11

## 告 示

### 兵庫県告示第252号

次の手続等について、平成19年3月15日から、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができることとするので、同規則第3条の規定に基づき公示する。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

条 例 等	規 定	手 続 等 の 内 容
1 食品衛生に関する基準及び営業の手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）	第15条第3項前段	休業の届出
	第17条前段	営業管理者の設置の届出
2 クリーニング業の届出手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第13号）	第4条第3項	検査確認証の再交付の申請

磨郡家島町の区域であった区域」を削る。

表30アールの項中「宝塚市、川西市」を「宝塚市のうち、都市計画法第7条第1項による市街化区域以外の区域、三田市、川辺郡猪名川町」に、「姫路市」を「姫路市（家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域を除く。）」に、「（平成17年11月6日において同郡神崎町のうち）」を「（大字上小田に、「大字猪篠の区域であった区域」を「大字猪篠の区域」に改め、「赤穂郡上郡町」の右に「佐用郡佐用町」を加え、「朝来市、丹波市のうち、平成16年10月31日において水上郡山南町の区域であった区域」を「朝来市、篠山市、丹波市（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域以外の区域及び平成16年10月31日において水上郡市島町の区域であった区域を除く。））」に改める。

表40アールの項中「川辺郡猪名川町、三木市（平成17年10月23日において美囊郡吉川町の区域であった区域を除く。）」、「、宍粟市のうち、平成17年3月31日において宍粟郡千種町の区域であった区域、佐用郡佐用町」、「丹波市のうち、平成16年10月31日において水上郡柏原町、同郡水上町及び同郡春日町の区域であった区域並びに同郡青垣町の区域であった区域のうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域、洲本市のうち、平成18年2月10日において津名郡五色町の区域であった区域、南あわじ市のうち、平成17年1月10日において三原郡南淡町の区域であった」及び「及び同郡北淡町」を削る。

#### 兵庫県告示第259号

兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧場所及び閲覧に関する規程を次のように定める。

平成19年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧場所及び閲覧に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧等に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の場所）

第2条 登録簿の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課とする。

（登録簿の閲覧時間等）

第3条 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 閲覧所の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

3 知事は、登録簿の整理その他の理由により必要があると認める時は、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を伸縮し、又は休日を設けることがある。

4 前項の規定により臨時に閲覧時間を伸縮し、又は休日を設けるときは、その旨を閲覧所に掲示する。

（閲覧の手続）

第4条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記入して閲覧の申請をしなければならない。

（登録簿の持ち出し禁止）

第5条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

（閲覧の拒否又は停止）

第6条 知事は、登録簿の閲覧を申請し、又は閲覧している者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該閲覧を拒否し、又は当該閲覧の停止を命ずることができる。

- (1) この規程又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれのある者
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

（兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の写しの交付申請）

第7条 法第23条第1項の規定に基づき、登録簿の写しの交付を受けようとする者は、別記様式による兵庫県

大深度地下の使用の認可に関する登録簿の写し交付申請書を、知事に提出しなければならない。

- 2 登録簿の写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用を、別に定めるところにより負担しなければならない。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の写し交付申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所  
氏名

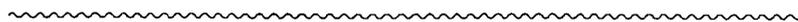
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第23条第1項の規定に基づき、下記により、兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の写しの交付を申請します。

記

1 使用の認可を受けた 地 域 の 名 称	
2 使用の認可を受けた 事 業 者 の 名 称	
3 使用の認可の年月日 及 び 認 可 番 号	
4 写 し の 用 途	
5 写しを申請する 箇所および部数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部を_____部</li> <li>・その他（希望する頁と部数）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
※	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。



# 兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿に係る閲覧事務処理要領

## 1 趣旨

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下、「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿（以下、「登録簿」という。）を公衆の閲覧に供し、かつ、請求があったときにその写しを交付するため、閲覧等に関し必要な事項を定める。

なお、閲覧場所及び閲覧規程は、「兵庫県大深度地下の使用に関する登録簿の閲覧場所及び閲覧に関する規程」で告示（平成19年3月13日告示第259号）して定めている。

## 2 閲覧簿の様式

閲覧規程第4条に基づく閲覧の申請に係る閲覧簿の様式は、別記様式の通りとする。

## 3 写しの交付に要する費用の徴収

閲覧規程第7条に基づく写しの交付について、写しの作成に要する費用は、写しの交付を請求する者から、次に定めるところにより徴収するものとする。

- (1) 費用は、写しを交付する前に徴収するものとする。
- (2) 費用の額は、日本工業規格A列3番、B列4番、A列4番又はB列5番の用紙1枚につき10円（多色刷りにあつては、40円）とする。
- (3) 係員は、利用者から費用を収納した上で、即納書を作成し、領収書を利用者に交付するものとする。
- (4) 費用の収入科目は、「(款)諸収入 (項)雑入 (目)雑入 (節)雑入」とする。

## 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式

閲覧簿

日付	氏名	閲覧理由	閲覧を希望する 登録簿
	住所		1:使用の認可を受けた地域の名称 2:使用の認可の年月日及び 認可番号
平成 年 月 日			( 1 )
			( 2 ) 平成 年 月 日号 兵庫県指令技企第 号
平成 年 月 日			( 1 )
			( 2 ) 平成 年 月 日号 兵庫県指令技企第 号
平成 年 月 日			( 1 )
			( 2 ) 平成 年 月 日号 兵庫県指令技企第 号
平成 年 月 日			( 1 )
			( 2 ) 平成 年 月 日号 兵庫県指令技企第 号
平成 年 月 日			( 1 )
			( 2 ) 平成 年 月 日号 兵庫県指令技企第 号

# 兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿

使用認可 登録番号

第 1 号

調製年月日 平成 19 年 6 月 19 日

当 初 認 可	認可番号		兵庫県指令技企 第1068号 【兵庫県告示 第710号】				
	認可年月日		平成19年6月19日				
	認可事業者の名称	認可事業者	住所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号			
			氏名	神戸市 (電話) 078-331-8181(代表)			
		(申請者)	住所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号			
			氏名	神戸市水道事業管理者 (電話) 神戸市水道局技術部計画課 078-331-8181(内)5948			
	事業の種類		水道事業 基幹施設整備事業 大容量送水管整備事業(奥平野工区)				
	事業により設置する施設又は工作物の耐力		トンネルセグメント頂面において 1平方メートル当たり817キロニュートン				
	使用認可(事業)区域	区域	延長	109m	全体延長 125m	控除延長 16m	
			場所	全区間	神戸市中央区再度筋町及び諏訪山町地内		
				控除区間	河川部(神戸市中央区再度筋町及び諏訪山町地内)		
		深さ	40.0m ~ 49.5m				
		区域	延長	159.5m	全体延長 166m	控除延長 6.5m	
			場所	全区間	神戸市中央区北野町1丁目及び加納町2丁目地内		
				控除区間	道路部(神戸市中央区加納町2丁目地内)		
深さ		40.0m ~ 58.5m					
使用の期間		平成19年6月19日からトンネル構造物の存続期間中					
認可の条件		なし					
備考							